

- (1) 滞納者実態調査票の預金欄について、なぜ意図的に書き換える必要があったのかを正直に明確にするとともに、事実に基づき正確に訂正すること。
 - (2) 滞納者実態調査票の「家族の状況欄の未納額」及び「滞納整理の方針欄右の枝番4、納付開始日・納付終了日・滞納金額・分割金額」の記載（以下「分割納付誓約記録」という。）を削除すること。また、明らかに違法な徴収は無効であることから、本税及び延滞金を自主的に一旦還付すべきであると考える。
- 2 平成29年9月1日、処分庁は、審査請求人に対し、次のとおり決定し、自己情報訂正・削除・中止決定通知書及び個人情報記録不存在通知書（29墨区税第1006号）を送付した（以下「本件処分」という。）。
- 1(1) 承諾
当該箇所については、請求に理由があると認めるため、条例第18条第2項により当該情報を訂正する。
 - 1(2) 不存在・不承諾
「家族の状況欄の未納額」の記載については、本件請求日（平成29年8月1日）時点において、当該未納額が納付され、収納データに反映済みであることから存在しない（不存在）。
「滞納整理の方針欄右の枝番4」の記載については、条例第19条第1項各号に該当せず請求理由があるとは認められない（不承諾）。
- 3 平成29年9月6日、審査請求人は本件処分があったことを知り、同年11月27日付けで当庁に審査請求書を提出した。
- 4 本年1月9日、当庁は、墨田区行政不服審査会に諮問し、本年6月11日付けで同審査会の答申を得た。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成29年11月27日付け審査請求書及び本年1月22日付け意見書において、次のとおり主張し、本件処分を取り消し、承諾すること

並びに審査請求の趣旨及び理由に則った適切な対応を行うことを求めている。

1 審査請求の趣旨

処分庁が平成29年9月1日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、承諾するよう求める。

2 審査請求の理由

(1) 自己情報の訂正請求について、税務課長名の文書において、財産調査関連帳票に関わるデータ修正等の作業の影響により滞納実態調査票の財産調査関連情報に関する一部の表示順序が、これまでのものと変更されて出力されてしまうことが判明したことから、影響のあった箇所を従前の内容に訂正し、今後のプログラムの改修時等には、改修前後の確認作業のほか、改修対象以外でプログラムの変更がなされていないことを確認手順に追加するよう徹底を図りたい旨の補足説明があった。

データ修正等の実務作業を実際に行ったのは職員か業者か分からないが、職員が責任を持ち最終確認を当然にするものである。

求めているのは、「なぜ意図的に書き換える必要があったのかを正直に明確にするとともに、事実に基づき正確に訂正すること。」である。なぜ、照会日・回答日の日付の順序が異なっているのか、なぜ疑問に思わないのか。通常は日付順に記載される。公権力の行使による差押処分である。違法性があるのか、ないのか。責任ある行政として事実を調査し明らかにするべきである。税務課だけの問題ではない。

(2) 自己情報の削除請求について、一部不承諾の内容及びその理由として、条例第19条第1項各号に該当せず請求に理由があるとは認められないとあるが、形式だけの理由では承服できない。

(3) 滞納者に無断で行った差押処分は違法、無効である。更に刑法第222条（脅迫）に該当する滞納税の取り立ては、重大な違法行為であり、許されないから、本税及び延滞金は一旦還付すべきである。

第3 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本年1月5日付け弁明書及び本年2月16日付け口頭理由説明において、本件処分には、違法又は不当な点はないと主張している。

- 1 第1の1(1)の滞納者実態調査票の記載内容が書き換わった原因は、平成29年2月24日に滞納整理支援システムにおける事務事業の向上等を図るため、保守業者によるデータ修正等の作業を行った結果、本来修正と関係ない箇所が影響を受け、これまでのものと変更されて出力されたことによる。

この表示は、処分日を優先して並べる仕組みになっているが、処分日のデータとシステム改修の対象部分が重なったことにより、処分日が正しく認識されず、結果として、記載される順序が入れ替わってしまった。

上記事実を確認したことから、自己情報の訂正請求のとおり、本件処分に基づき、影響のあった箇所の訂正を行い、その経緯について、平成29年9月1日付け29墨区税第1006号「自己情報訂正に伴う補足説明について（回答）」で補足説明を行った。

よって、滞納者実態調査票の記載内容が書き換わった原因を明確にしているとともに、当該内容が訂正されていることから、審査請求人の主張には理由があるとは認められない。

- 2 第1の1(2)の分割納付誓約記録については、審査請求人と分割納付の相談を行った事実経過が記載されているものである。

滞納者と協議して分割納付することとなった場合に、その始期と終期を明らかにして約束内容を記載する。分割納付が履行されず計画を再構築するような場合は、取消処理を行い、その処理日を取消日として記載する。本件については、平成29年6月30日付けで納付があり、完納となっているが、この場合、最新の記載である枝番4の取消日は入力しないため、空欄となる。

当該分割納付誓約記録の削除請求については、個人情報の適正な収集に違反等があった場合に自己情報の削除を請求することができることとされる条例第19

条第1項各号の規定のいずれにも該当しておらず、請求に理由があるとは認められない。

よって、墨田区が行った差押処分は、明らかに違法な徴収であるので、無効であるとした当該削除請求の承諾を求める主張は認められない。

また、本税及び延滞金の徴収を自主的に一旦還付すべきである等の主張をしているが、これらは、本件処分に対する審査請求の対象となる事項ではない。

第4 理由

1 自己情報の訂正請求について

この点について処分庁は、以下のように説明した。

それによると、処分庁は、租税の滞納整理事務につき、滞納整理支援システムに基づいて管理運営しているが、法令の改正への対応や事務事業の向上等を目的として必要に応じてプログラムの改修や修正等を行っているところ、平成29年2月24日に行った財産調査関連帳票に関わるデータ修正等の作業の結果、滞納者実態調査票の財産調査関連情報に関する表示の一部につき表示の順序がそれまでのものと変更されて出力されてしまうプログラムの不具合（バグ）があることが判明した。

審査請求人から指摘のあった箇所を表示の齟齬(そご)について、データ修正作業を担当したシステム保守業者に確認作業を行わせた結果、その原因が滞納者実態調査票の財産調査関連情報に関する一部の表示順序にずれが生じたため、これまでのものと変更されて出力されたことであると判明し、データ表示が本来の順序どおりに表示されるようプログラムの修正等が実施された。

これにより、審査請求人の求めた事実に基づいた正確な訂正はなされたものと認められる。また、表示の一部に齟齬(そご)が生じた原因やその修正の経過についての処分庁の説明は、特段不自然、不合理な点は認められず、これを否定するに足りる事情も認められない。

そうすると、自己情報の事実の記録に誤りがあるとしてなされた審査請求人

の訂正請求の内容は既に訂正済みで正確な内容が記載されていると認められるから、審査請求を求める利益はなく、同請求は却下が相当である。

なお、処分庁に対しては、租税徴収事務の遂行に滞納整理支援システムを活用する上で、今回の事案を踏まえ、法改正などに伴ってシステムの改修作業がなされる際にプログラムに不備や不整合性が生じないように入念な点検、確認作業を徹底し、租税徴収事務全般に対する信頼性を維持すべく努力するよう要望する。

2 自己情報の削除請求について

条例第19条第1項は、自己情報の削除を請求することができる場合として、「次の各号のいずれかに該当すると認めるとき」と規定している。

- (1) 第6条、第7条、第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項又は第13条の規定に違反して収集され、又は記録されているとき。
- (2) 番号法（※注記 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成25年法律第27号〕）第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

この点について処分庁は、分割納付誓約記録は、処分庁の税務課職員が審査請求人と分割納付の相談を行った事実経過が記録されているものであるが、当該分割納付誓約記録は、個人情報の適正な収集に違反等があった場合に自己情報の削除を請求することができることとされる条例第19条第1項各号のいずれの場合にも該当せず、審査請求人の請求には理由がないから、これを不承諾とした決定処分は適法、妥当であるとする。

そこで、審査請求人の削除請求する情報が、上記の削除請求ができる場合に該当するかを検討する。

審査請求人が削除を求めている情報は、滞納者実態調査票の滞納整理の方針欄右の枝番4、納付開始日・納付終了日・滞納金額・分割金額についてであるが、当該部分は処分庁の説明のとおり、処分庁の税務課職員が審査請求人との間で、逐次分割納付の相談がなされた都度、その時点における納付開始日、納付終了日、その時点の滞納金額、分割金額が記載されるが、その後その分割納付の条件が変更された段階で、従前の分割条件が取り消されて新たな分割条件に更新され、その経過が時系列に記録されたものである。したがって、過去の経過を記録した内容であり、処分庁の主張するとおり、上記の自己情報の削除を請求することができることとされる条例第19条第1項各号のいずれにも該当しないことは明らかといわねばならないし、その判断を左右すべき特段の事情も認められない。

3 差押処分の違法、無効等の主張について

審査請求人は、処分庁が行った差押処分は違法、無効であり、更に刑法第222条（脅迫）に該当する滞納税の取り立ては違法であり、許されないと論難し、徴収した本税及び延滞金は一旦還付されるべきであると主張する。

そもそも、差押処分が違法、無効かどうかの問題は、条例第19条第1項各号の自己情報の削除を請求しうる場合のいずれにも該当しないことは明らかである。まして、徴収した本税及び延滞金の還付を求める請求は、本件の審査請求の対象外の事項であるから、その余の点を検討するまでもなく審査請求人の請求には理由がない。

4 以上のことから、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年7月5日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

本書は、決定書の謄本である。

平成30年7月5日

墨田区長 山 本 亨